

議案第 30 号

甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 28 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

甲府市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年 7 月条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴う規定の整備を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。